

介護保険事業支援計画（高齢者保健福祉計画）圏域連絡会議開催要領

第1 目的

介護保険事業支援計画（高齢者保健福祉計画）の円滑な作成及び推進、並びに市町村介護保険事業計画の作成等にあたっての広域的調整及び技術的助言を行うことを目的に、県及び市町村等による協議の場として介護保険事業支援計画（高齢者保健福祉計画）圏域連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。

第2 検討事項

会議においては主に次に掲げる事項の検討を行う。

- (1) 介護保険事業支援計画（高齢者保健福祉計画）の作成に関する事
- (2) 市町村介護保険事業計画の作成における情報交換及び技術的助言に関する事
- (3) 医療と介護の連携をはじめとする地域包括ケア推進に向けての広域的調整に関する事
- (4) その他、介護保険事業支援計画（高齢者保健福祉計画）の作成及び推進に必要な事項

第3 出席者

- (1) 会議の出席者は以下のとおりとする。
 - ア 市町村介護保険担当課長ほか担当者
 - イ 高齢者福祉課 副課長（介護保険）ほか担当者
 - ウ その他必要と認める者

第4 事務局等

- (1) 事務局は高齢者福祉課介護保険制度班とし、会議開催等に係る事務を行う。
- (2) 会議は、圏域の実情に応じた協議、調整、情報交換等を実施するため、原則として、年1回程度、別紙に定める圏域ごとに開催するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 「介護保険事業支援計画・高齢者保健福祉計画圏域連絡協議会設置要綱」（各健康福祉センターにおいて作成）は廃止する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

【別 紙】

NO	圏域名
1	千葉
2	東葛南部
3	東葛北部
4	印旛
5	香取海匝
6	山武長生夷隅
7	安房
8	君津
9	市原